

八千代市総合評価技術審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市総合評価一般競争入札試行実施要領第7条に定める項目を審査するために設置する八千代市総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）の組織に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 総合評価方式に係る評価基準等（評価項目、加算点及び得点配分等）の審査に関すること。

2 総合評価方式に係る入札参加者が提出する施工計画等の資料等により、技術評価点の審査に関すること。

(組織)

第3条 技術審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は会務を総理し、技術審査会を代表する。

3 委員長は財務部長、委員は工事設計担当課長及び工事検査室長とする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 審査の事案に応じ、委員長が必要であると認めるときは委員長の指名により臨時委員を置くことができる。

6 技術審査会の会議は、委員長が招集する。

7 技術審査会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(会議)

第4条 技術審査会は、必要に応じ随時開催できるものとする。

2 技術審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 技術審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第5条 技術審査会の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取り扱いに十分注意しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、技術審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月13日から施行する。